

## 平塚市袖ヶ浜デイサービスセンター運営事業者選定公募型プロポーザル募集要項

### 1 趣 旨

平塚市袖ヶ浜デイサービスセンターは、平成8年の供用開始後、平成18年から指定管理者制度によって運営してきました。この間に介護保険制度が開始され、民間のデイサービスセンターが多数開設されたことから、公設によるデイサービス事業を見直し、民設への移行を図ることとしました。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第238条の4第7項に基づく行政財産の目的外使用許可により、民間事業者が平塚市袖ヶ浜デイサービスセンターにて通所介護を実施するに当たり、平塚市が定める条件のもと、民間事業者の持つノウハウを生かし、継続して質の高いサービス提供が可能な運営事業者を募集します。

### 2 使用条件

平塚市袖ヶ浜デイサービスセンター運営事業仕様書（以下、仕様書）のとおり

### 3 スケジュール

- |              |                                                            |
|--------------|------------------------------------------------------------|
| (1) 募集要項等の配付 | 令和6年10月 4日（金）～令和6年10月11日（金）<br>※市ホームページ上では10月12日以降も入手ができます |
| (2) 質問書の受付   | 令和6年10月 4日（金）～令和6年10月11日（金）                                |
| (3) 質問への回答   | 令和6年10月18日（金）以降                                            |
| (4) 応募書類の受付  | 令和6年11月 5日（火）～令和6年11月 8日（金）<br>午前8時30分から午後5時まで             |
| (5) 選定委員会開催  | 令和6年12月19日（木）（応募者へ別途通知）                                    |
| (6) 選定結果通知発送 | 令和6年12月下旬                                                  |

※上記スケジュールは予定であり、変更になる場合があります。

### 4 応募資格

次に掲げる資格基準を全て満たす法人とします。

- (1) 介護保険法（平成9年法律第123号）第8条第7項に基づく通所介護の実績があること。
- (2) 公租公課を滞納していないこと。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき、更生手続開始の申立てがなされていないこと、又は民事再生法（平成11年法律第255号）に基づく民事再生手続開始の申立てがなされていないこと（会社更生法にあっては更生手続開始の決定、民事再生法にあっては再生手続開始の決定を受けている者を除く。）。
- (4) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者でないこと。
- (5) 平塚市暴力団排除条例（平成23年平塚市条例第9号）に規定する排除対象者でないこと。

## 5 欠格事項

応募者が次の要件に該当する場合は、審査の対象から除外します。

(1) 提出された応募書類が募集要項に記載する条件を満たさない場合。

(2) 応募者又はそれ以外の関係者が以下の行為を行った場合。

- ア 選定に対する不当な要求を行ったとき。
- イ 選定委員会の委員に個別に接触したとき。
- ウ 信義に反する行為又は審査の公平性に影響を与える行為があったとき。
- エ 応募書類に虚偽の記載があったとき。
- オ その他不正な行為があったとき。

## 6 応募方法

(1) 募集要項の配布

募集要項は、平塚市高齢福祉課窓口にて配布します。平塚市のホームページからもダウンロードをすることができます。

(2) 応募申込

応募書類の受付期間内に(3)の書類を持参により提出してください。

(3) 提出書類

- ア 応募申込書(第1号様式)
- イ 誓約書(第2号様式)
- ウ 役員等氏名一覧表(第3号様式)
- エ 価格(使用料)提案書(第4号様式)
- オ 職員配置計画(第5号様式)
- カ 収支計画書(第6号様式)
- キ 企画提案書(第7号様式)
  - 企画提案書添付書類は、(4)に準じた内容とする
- ク 定款
  - 最新のもの
- ケ 法人概要
  - 法人の概要がわかるもの(パンフレット等)
- コ 法人登記簿謄本
  - 履歴事項全部証明書
- サ 財務諸表
  - 直前1か年分の貸借対照表及び損益計算書等
- シ 納税証明書
  - 国税(法人税、消費税及び地方消費税)及び地方税(法人事業税、法人都道府県民税、法人市町村民税)の未納税額のないことの証明
  - 地方税は、主たる事務所所在地の都道府県及び市町村が発行するもの
  - 法人市民税は、平塚市内に事業所がある場合、市税完納証明書を提出

(4) 企画提案書添付書類の内容

I 運営基盤

1 経営方針等

- (1) 応募団体の経営方針
- (2) コンプライアンスに対する考え方と取組

2 管理実績

- (1) 当該施設及びその他公の施設管理の実績

II 運営内容

1 提案の基本的な考え方・姿勢

- (1) 平塚市袖ヶ浜デイサービスセンターの管理運営方針

2 安定性・継続性

- (1) 収支計画積算の基本的な考え方
- (2) 職員配置の考え方
- (3) 職員の指導・育成・研修計画

3 市民サービスの向上

- (1) 営業日・営業時間
- (2) サービス向上、利用促進に向けた取組
- (3) 利用の要望、意見、苦情の把握と改善に結び付ける取組

4 施設の維持管理

- (1) 施設、設備の日常的・定期的な維持管理、保守点検に係る考え方と年間作業計画
- (2) 備品の管理に係る考え方と取組

5 緊急及び災害時の対応等

- (1) 緊急時、災害時の対応と対策の考え方と取組
- (2) 安全管理、衛生管理、危機管理等に対する考え方と取組

6 地域関連性

- (1) 市、関係機関、地域団体等との連携・協力体制

(5) 提出部数

正本1部、副本1部（副本はコピー可）

(6) 留意事項

- ア 証明書は、提出日前3カ月以内に発行されたものとします。
- イ 応募申込書類は、バインダー等に綴じ込んで提出してください。
- ウ 証明書以外の書類のサイズについてはできる限りA4とし、それ以上のものはA4サイズに折りたたむなどの対応をしてください。
- エ 応募申込書類に不備がある場合は、受理しません。
- オ 提出された書類は一切お返しできません。
- カ 原則、提出された書類の追加、差し替え、訂正等はありません。ただし、平塚市が認めた場合はこの限りではありません。
- キ 企画提案書の作成、その他応募に要する経費は、すべて応募者の負担とします。

ク 応募書類提出後に辞退する場合は、その旨の書面（様式任意）を提出してください。

#### （７）応募申込書類の取扱い

ア 申請書類等に記載された個人情報、使用予定事業者の選定、審査その他の手続きを実施する目的以外に、応募者に無断で使用することはありません。

イ 平塚市は、平塚市袖ヶ浜デイサービスセンター運営事業者選定委員会に対し、その所掌事務を遂行するために必要な範囲内で応募申込書類の全部又は一部（個人情報を含む）を提供します。

ウ 応募者が提出した応募申込書類の著作権は、それぞれの応募者に帰属します。

エ 平塚市は選定及び許可手続にかかる事務の遂行上必要な範囲内で、応募申込書類の複製を作成することができるものとします。また、選定手続の経過の公表等のため必要と認めるときは、応募者の承諾を得た上で、事業計画の全部又は一部を無償で使用できるものとします。

### 7 質問の受付

募集要項の内容についての質問がある場合は、質問書の受付期間中に「質問書（第８号様式）」を電子メールにて平塚市高齢福祉課へ提出してください。電話による質問や意見の表明と解されるものは、回答しません。質問に対する回答は、競争上の地位その他正当な利害を害するおそれのあるものを除き、平塚市ホームページにて公表します。

現地説明会は開催しません。ただし、事業者提案に係る現地調査については、市への承諾を得た上で、事業者の責任において実施可能です。

### 8 選 定

#### （１）審査方法

応募書類及びプレゼンテーション（提案説明）をもとに選定委員会で審査します。選定委員会の各委員の採点結果において、評価点を配点の６割以上とした委員が過半数であり、かつ、全委員の評価点を合計した総評価点が配点合計の６割以上の応募者の中で評価点が最も高い応募者を最優秀提案者、次に評価点が高い応募者を次点者として選定します。

最優秀提案者の決定後、最優秀提案者を使用予定事業者として指定します。

最優秀提案者が応募を辞退した場合や最優秀提案者の本提案における失格事項又は不正と認められる行為が判明した場合は、次点者を使用予定事業者とします。

#### （２）審査項目

ア 運営基盤（３０点）

イ 運営内容（６０点）

ウ 価格評価（１０点）

#### （３）プレゼンテーション審査（提案説明）

選定委員会においてヒアリングを行います。時間や場所等は、応募申込書類受付後、応募者に別途お知らせします。ヒアリングに出席しない場合は、失格とします。

#### （４）結果通知

審査結果は、速やかに応募者に書面にて通知するとともに、ホームページ上で使用予定事

業者名及び応募者の審査内容ごとの評価点を公表します。

最優秀提案者又は次点者に決定されなかった理由についての説明を求める場合を除き、審査に関する質問や異議には一切応じません。

#### 9 使用予定事業者の決定の取消し

次のいずれかに該当する場合は、使用予定事業者としての決定を取り消します。

- (1) 正当な理由なくして、指定する期日までに使用許可申請手続きに応じなかった場合
- (2) 使用予定事業者が応募者の資格を失った場合
- (3) その他使用予定事業者が本件使用許可の相手方として不適当と認められる場合

#### 10 選定後の流れ

##### (1) 使用許可申請手続き

使用予定事業者は、募集要項、仕様書及び応募申込書類に基づき、平塚市と条件面や管理運営内容を再確認し、許可条件を確定した上で、行政財産の使用許可（地方自治法第238条の4第7項）を受けていただきます。

##### (2) 建物改修に伴う休館

なぎさふれあいセンターの大規模改修のため、平塚市袖ヶ浜デイサービスセンターは令和7年3月末頃から令和8年5月頃まで休館となります。

#### 11 問い合わせ・提出先

〒254-8686 平塚市浅間町9番1号

平塚市福祉部高齢福祉課高齢福祉担当（120番窓口）

電話：0463-21-9622 FAX：0463-21-9742

メールアドレス：kourei@city.hiratsuka.kanagawa.jp